

キッズルームの一元化について  
(児童発達支援センターの区分の統合について)

こども部キッズルーム

1 概要

柏市が運営しているキッズルームひまわり（区分：福祉型児童発達支援センター。主に知的・発達障害の児童が支援対象。）及びキッズルームこすもす（区分：医療型児童発達支援センター。肢体不自由児・重症心身障害児が支援対象。）の2つの施設について、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法の規定に則り、両区分を統合したひとつの施設とします。

なお、統合後の施設では、人員や実施する療育の質は現在のまま確保した上で、知的・発達または肢体不自由・重症心身障害の障害の違いによりクラスを編成し、児童個々の特性や状態等に応じた療育を引き続き行います。

2 経緯

法の改正前、医療型児童発達支援を行う施設には、医師・看護師・理学療法士・作業療法士・保育士・児童指導員等の各職種の職員を配置しなければならないという基準がありました。

このような各専門職を確保し配置することが困難であったため、医療型児童発達支援の施設数は全国的に少なく、居住地域により肢体不自由児等の支援の体制や環境に差がある、身近な地域で必要な発達支援を受けられない等の課題が生じていました。

そのため、国では課題解消のための検討を進め、それまで障害種別に分かれていた施設体系や職員配置の基準等を見直し、障害の区分を問わず発達支援の体制の整備と強化を図ること、インクルージョンの推進を図ること等を目的として、肢体不自由児等を対象とする医療型児童発達支援をすべての障害児を対象とする児童発達支援に一元化（統合）する旨法を改正したものです。

3 実施年月日

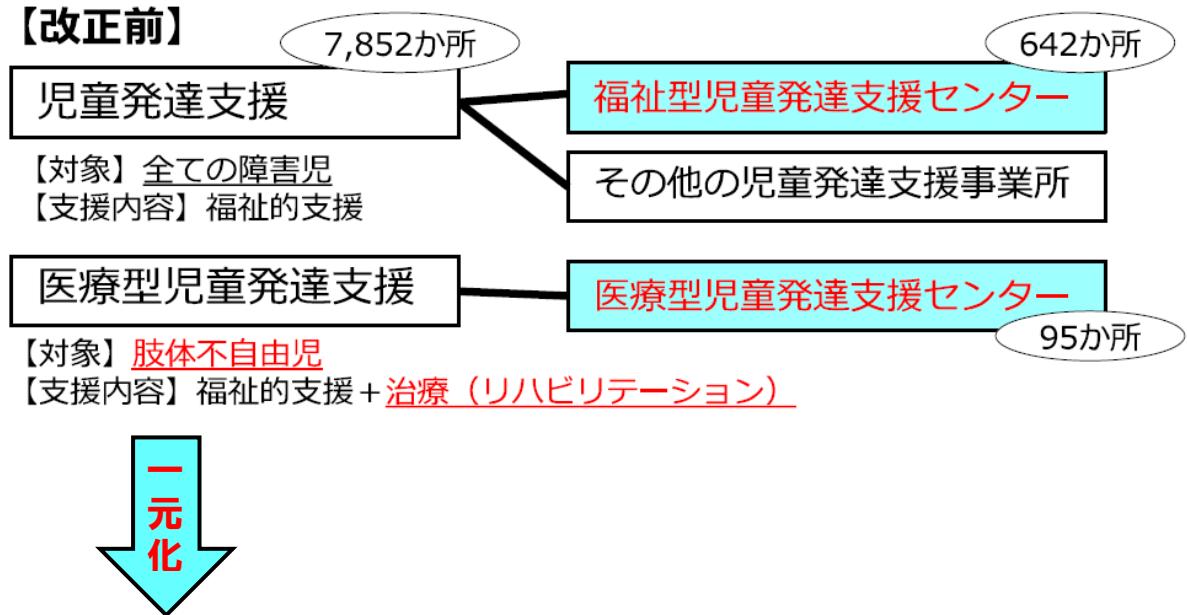
令和8年4月1日から

4 その他

上記の内容に係る柏市総合保健医療福祉施設条例施行規則の改正等の事務手続きを現在進めています。

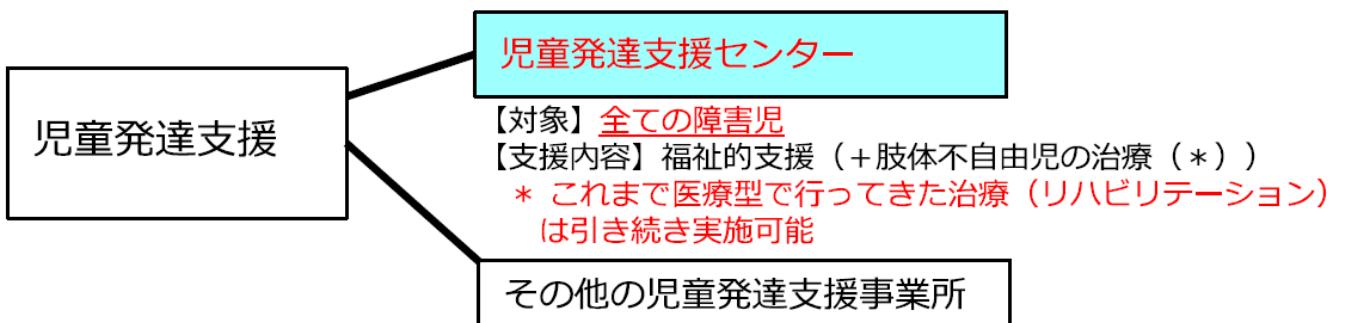
## 《一元化のイメージ図》

### 【改正前】



### 【改正後】

※福祉型と医療型の区分をなくして一元化



※上記イメージ図は、こども家庭庁ホームページの資料から引用。

※イメージ図内のか所数は、令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは、社会福祉施設等調査によるか所数。